○農林水産省告示第千百三十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月二十四日農林水産省告示第六百四十九号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年六月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づく漁業の免許であって、同法第二十一条第一項又は第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその存続期間が満了するもの	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村が属する都道府県の知事から漁業の免許を受けている者	平成二十三年八月三十一日
二　漁業法第五十二条第一項の規定に基づく指定であって、同法第六十条第一項又は第三項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	農林水産大臣から漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和二十八年政令第二百八号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業又は同項第十号に規定する中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けている者	平成二十三年八月三十一日
三　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項又は第二項の規定に基づく普通肥料の生産業者の登録であって、同法第十二条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所（法人にあっては、主たる事務所）又は事業場を有する者	平成二十三年八月三十一日
四　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録であって、同法第十八条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に主たる事務所若しくは従たる事務所又は農産物検査を行う場所を有する者	平成二十三年八月三十一日
五　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の規定に基づく森林施業計画の認定であって、同条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域内にある森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。）又は森林所有者等の委託を受けて森林施業を行う者	平成二十三年八月三十一日
六　養鶏振興法（昭和三十五年法律第百四十九号）第七条第一項の規定に基づく化学肥料又は化学飼料の製造業者の登録であって、同法第十一条第一項に規定する第一種指定区域に住所又は主たる事務所を有する者（養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
七　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第三十九条第一項の規定に基づく動物用高度管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可であって、同条の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に店舗又は営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
八　薬事法第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第三十九条第一項の規定に基づく動物用高度管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可であって、同条の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
九　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の規定に基づく経営改善計画の認定であって、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十五条の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村から農業経営改善計画の認定を受けている者	平成二十三年八月三十一日
十　種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づく品種登録であって、同法第四十五条第五項又は第六項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその登録料の納付期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
十一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員及び共済組合等の支給する給付に関する政令（平成十五年政令第四百十号）第二十一条の五第一項の規定に基づき請求であって、同項ただし書の規定により、平成二十三年八月三十一日以前にその請求期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
十二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員及び共済組合等の支給する給付に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百十五号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員及び共済組合等の支給する給付に関する政令（平成十五年政令第四百十号）第二十一条の五第一項の規定に基づき請求であって、同項ただし書の規定により、平成二十三年八月三十一日以前にその請求期間が満了するもの	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日